

適切な意思決定支援に関する指針

たんぽぽ俵津診療所は、人生の最終段階における医療の決定プロセスに関して以下のような指針を定めます。

1.人生の最終段階における医療・ケアに関しては、本人の意思決定によるものを基本とします。

- ・本人が意思決定を行えるように、本人の状態に応じて適切な情報の提供と説明を行い、考えるすべての選択肢を提示します。
- ・本人の意思は状態に応じて常に変化してかまわないものであることを理解し、本人が意思決定に迷うときはその思いに寄り添い、常に適切な情報の提供と対応が行えるように努めます。
- ・本人の意思決定においては本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを行います。
- ・本人が自らの意思を伝えられなくなることもふまえ、家族等も含めた話し合いを行います。
- ・これらの話し合いに関しては、都度文書にまとめ記録します。

2.本人の意思確認ができない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとることを基本とします。

- ・家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針をとるように努めます。
- ・家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとるように努めます。
- ・家族等がない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、本人にとっての最善の方針をとるように努めます。
- ・これらの話し合いに関しては、都度文書にまとめ記録します。

3.以下の場合においては、複数の専門家からなる話し合いの場を別途設置し、医療・ケアチーム以外の者を加えて、方針等についての検討及び助言を行います。

- ・医療・ケアチームの中で心身の状態等により医療・ケアの内容の決定が困難な場合
- ・本人・家族等と医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合
- ・家族等の中で意見がまとまらない場合や、医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合

令和4年4月1日
医療法人ゆうの森
たんぽぽ俵津診療所